

実用新案権取得のための費用(法人用)

【実用新案登録出願時】

特許庁に提出する書類は、願書、実用新案登録請求の範囲、明細書、要約書及び図面です。

		請求項目	単価	備考
E	A	出願料	14,000円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
	B	基本料	2,100円	
	C	第1年～第3年分登録料／ 実用新案登録請求の 範囲の請求項の1項当 たりの額	100円	
D		書類作成・提出手数料	200,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。

実用新案登録出願では、出願時に第1年～第3年分の登録料を一時に納付しないと、出願が受け付けてもらえません。

書類作成・提出手数料は、実用新案登録請求の範囲の請求項の数、明細書の枚数及び図面の枚数にかかわらず、一律です。ただし、極めて複雑な考案で書類作成に手間ひまがかかる場合には、特別手数料(10,000円～50,000円)をご請求いたす場合があります。また、受任日から出願日までの日数が3～5営業日以内の場合、特急出願割増料として10,000円～50,000円いただきます。

具体例:

特別手数料がなく、請求項が3項の場合

$$\begin{aligned} \text{非課税対象額} E &= A + (B + C \times 3) \times 3 = 21,200 \text{円} \\ \text{課税対象額} D &= 200,000 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{差引ご請求額} &= E + D \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - D \times \text{合計税率}(0.1021) = 220,780 \text{円} \\ &\text{合計税率には復興特別所得税も含まれています。} \end{aligned}$$

差引ご請求額: 220,780円

平成25年1月1日から源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税も併せて徴収し、その復興特別所得税を源泉所得税と合わせて国に納付しなければならなくなりました。課税対象額に対して所得税と復興特別所得税の合計税率を計算した金額が源泉所得税となります。

実用新案権取得のための費用(法人用)

【実用新案技術評価請求時】(出願後は原則いつでも)

特許庁に提出する書類は、実用新案技術評価請求書です。

		請求項目	単価	備考
D	A	基本料	42,000円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
	B	技術評価請求料 実用新案登録請求の範囲の請求項の1項当たりの額	1,000円	
C		書類作成・提出手数料	7,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。

具体例：
請求項が3項の場合

$$\begin{aligned} \text{非課税対象額} D &= A + B \times 3 = 45,000 \text{円} \\ \text{課税対象額} C &= 7,000 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{差引ご請求額} &= D + C \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - C \times \text{合計税率}(0.1021) = 51,986 \text{円} \\ &\text{合計税率には復興特別所得税も含んでいます。} \end{aligned}$$

差引ご請求額：51,986円

実用新案権取得のための費用(法人用)

【実用新案登録料納付時】(前年以前)

特許庁に提出する書類は、実用新案登録料納付書です。

		請求項目	単 価	備 考
F	A	基本料	6,100円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
	B	第4年～第6年分登録料／年 実用新案登録請求の範囲の請求項の1項当たりの額	300円	
	C	基本料	18,100円	
	D	第7年～第10年分登録料／年 実用新案登録請求の範囲の請求項の1項当たりの額	900円	
E	納付手数料		7,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。

具体例:

請求項が3項であって、実用新案権を維持するために第4年分の登録料を納付する場合

$$\text{非課税対象額} F = A + (B \times 3) = 7,000 \text{円}$$

$$\text{課税対象額} E = 7,000 \text{円}$$

$$\text{差引ご請求額} = F + E \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - E \times \text{合計税率}(0.1021) = 13,986 \text{円}$$

合計税率には復興特別所得税も含んでいます。

差引ご請求額: 13,986円

実用新案権取得のための費用(法人用)

【実用新案登録出願に基づく国内優先権主張特許出願】(出願後、原則1年以内)

特許庁に提出する書類は、願書、特許請求の範囲、明細書、要約書、図面又は出願審査請求書です。

		請求項目	単価	備考
F	A	出願料	基本料 14,000円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
	B	出願審査請求料	基本料 138,000円	
	C		特許請求の範囲の請求項の1項当たりの額 4,000円	
G	D	書類作成・提出手数料	80,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。
	E	出願審査請求書作成・提出手数料	7,000円	

上記書類作成・提出手数料Dは、先の出願が1件で実施例や図面を追加する分量が少ない場合80,000円ですが、先の出願が1件でも実施例や図面を大幅に追加する場合や複数件の先の出願をまとめる場合には、特別手数料として、資料の多寡及び手間ひまに応じて、20,000円～80,000円必要です。

具体例:

特別手数料がなく、請求項が3項、出願審査請求をする場合

$$\text{非課税対象額} F = A + B + C \times 3 = 164,000 \text{円}$$

$$\text{課税対象額} G = D + E = 87,000 \text{円}$$

$$\text{差引ご請求額} = F + G \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - G \times \text{合計税率}(0.1021) = 250,818 \text{円}$$

合計税率には復興特別所得税も含まれています。

差引ご請求額: 250,818円

注意: 書類作成・提出手数料Dは、弊所で出願した実用新案登録出願に基づいて国内優先権主張特許出願をする場合の料金です。他の事務所又は自社で出願した実用新案登録出願に基づいて国内優先権主張特許出願をする場合の書類作成・提出手数料は、1頁【実用新案登録出願時】の書類作成・提出手数料Dと同じになります。

なお、**一定の中小企業***の場合、出願審査請求料が減免される制度があります。一定の中小企業とは、例えば、製造業ならば資本金が3億円以下であること又は常時使用する従業員数が300人以下であること等の要件に該当する法人をいいます。

早期審査をご希望の場合、特許庁に提出する早期審査の事情説明書の作成・提出手数料は、7,000円(税別)です。

出願審査請求後の手続及び費用については、特許権取得のための費用(法人用)をご覧ください。

実用新案権取得のための費用(法人用)

【特許出願への出願変更】(出願後、原則3年以内)

【実用新案登録に基づく特許出願】(出願後、原則3年以内)

特許庁に提出する書類は、願書、特許請求の範囲、明細書、要約書、図面又は出願審査請求書です。

		請求項目		単価	備考
F	A	出願料	基本料	14,000円	弊所が立て替えて特許庁に納付します。税金はかかりません。
	B	出願審査請求料	基本料	138,000円	
	C		特許請求の範囲の請求項の1項当たりの額	4,000円	
G	D	書類作成・提出手数料		50,000円	弊所にお支払いいただく手数料です。消費税、所得税、復興特別所得税がかかります。
	E	出願審査請求書作成・提出手数料		7,000円	

ただし、実用新案登録に基づく特許出願の場合は実用新案権は放棄する必要があります。その放棄書の書類作成・提出手数料が7,000円(税別)です。

具体例:

特許出願への出願変更であって、請求項が3項、出願審査請求をする場合

$$\text{非課税対象額} F = A + B + C \times 3 = 144,000 \text{円}$$

$$\text{課税対象額} G = D + E = 57,000 \text{円}$$

$$\text{差引ご請求額} = F + G \times (1 + \text{消費税率}(0.1)) - G \times \text{合計税率}(0.1021) = 200,881 \text{円}$$

合計税率には復興特別所得税も含まれています。

差引ご請求額: 200,881円

注意: 書類作成・提出手数料Dは、弊所で出願した、実用新案登録出願を特許出願に変更する場合、又は実用新案登録に基づいて特許出願をする場合の料金です。他の事務所又は自社で出願した、実用新案登録出願を特許出願に変更する場合、又は実用新案登録に基づいて特許出願をする場合の書類作成・提出手数料は、1頁【実用新案登録出願時】の書類作成・提出手数料Dと同じになります。

なお、**一定の中小企業***の場合、出願審査請求料が減免される制度があります。

一定の中小企業とは、例えば、製造業ならば資本金が3億円以下であること又は常時使用する従業員数が300人以下であること等の要件に該当する法人をいいます。

早期審査をご希望の場合、特許庁に提出する早期審査の事情説明書の作成・提出手数料は、7,000円(税別)です。

出願審査請求後の手続及び費用については、特許権取得のための費用(法人用)をご覧ください。